

2024年9月

Contents

- I. 【チリ】企業刑事責任法の改正
- II. 【シンガポール】10月1日より消費者・事業者間紛争に中立的評価を導入
- III. 【ブラジル】個人データの海外転送に関する規則
- IV. 【南アフリカ】外国判決の承認及び執行

I. 【チリ】企業刑事責任法の改正

1. はじめに

2024年9月1日、チリの改正企業刑事責任法(*Ley sobre Responsabilidad Penal de las Personas Jurídicas*¹)が施行された。かかる改正法の施行は、2023年8月17日に公布された経済犯罪法(*Ley de Delitos Económicos*²)に由来するものであり、チリにおける事業活動に関連する犯罪行為への規制強化の一環となされている。本稿では、企業刑事責任法の改正のうち主要な点を簡潔に解説する。

2. 改正の概要

(1) 法人の責任を生じさせる違反類型の拡大

改正企業刑事責任法の下では、法人の規模等を問うことなく、経済犯罪法の1条から4条が定める4類型の違反行為について法人の刑事責任が生じることとなった(改正企業刑事責任法1条1号)。経済犯罪法は1条から4条において多くの違反行為を定めており、今後チリで事業を営む法人は役員や従業員等によりこれらの違反行為がなされないように注意する必要がある。

(2) 規制対象となる法人類型の拡大

改正企業刑事責任法の2条は、同法が「私法上の法人(*personas jurídicas de derecho privado*)」に一般に適用されると定めている。したがって、日本企業がチリに法人を設立して事業を営む場合、同法人には改正企業刑事責任法が適用されるものと思われる。

1 原文は[こちら](#)で閲覧可能

2 原文は[こちら](#)で閲覧可能

(3) 「法人の利益(*interés o provecho de la persona jurídica*)」要件の撤廃

改正企業刑事責任法の下では、違反行為が法人の利益のためになされていることが、法人の刑事責任発生の要件ではない。法人内部の者や法人の管理に関する役務提供をする者による違反行為であり、かつ法令遵守体制(*Modelo de Prevención de Delitos*)が不十分であった場合に、法人の刑事責任が生じることとなった(改正企業刑事責任法 3 条)。

(4) 求められる法令遵守体制

改正企業刑事責任法の 4 条に基づき、新たに、公益通報制度を設けることや独立した第三者機関による評価の実施等が、適切な法令遵守体制を備えていると主張するための要件に追加された。適切な法令遵守体制を備えることは、従業員等により違反行為がなされた際に法人の刑事責任が発生することを防ぐための最重要の対策であり、かかる対策のためには、これらの新たな要件も満たす必要がある。

(5) 制裁の多様化

日割算定される罰金や違反行為による利益の没収が新たな制裁として定められたほか、一定の場合には裁判所に任命されたスーパーバイザー(*supervisor*)が派遣され、その監督に服する旨も定められた(改正企業刑事責任法 8 条 4 号及び 5 号、11 条、12 条及び 19 条の 2)。また、法人の解散や違反事実の公表(改正企業刑事責任法 8 条 1 号及び 7 号)等、従来から定められている制裁も維持される。

3. おわりに

以上のとおり、企業刑事責任法の改正により、企業刑事責任法が適用される場面が拡大するとともに、規制が強化されたといえる。そのため、チリで事業を営む日本企業は必要に応じて現地のリーガルカウンセルのアドバイスも得つつ法令遵守体制を強化する必要があるだろう。

【チリ】
弁護士 西山 洋祐

II. 【シンガポール】10月1日より消費者・事業者間紛争に中立的評価を導入

1. はじめに

シンガポール消費者協会(以下「CASE」という。)及びシンガポール弁護士会(以下「弁護士会」という。)は、2024年6月10日に発表した共同プレスリリース³のとおり、シンガポール国内で事業者との紛争が発生した消費者のために、新たな紛争解決手段を導入した。本年10月1日以降、事業者は、一部の消費者紛争を「拘束力のない中立的評価」によって解決できるようになる見込みだ。以下、最近の状況について解説する。

2. 変更の概要

現在、シンガポール国内で消費者と事業者間の紛争が発生した場合、当事者らは、CASE 調停センターで調停を行うことができる⁴。調停で解決できない場合には法廷で法的措置を取らざるを得なかったが、一部の紛争は少額訴訟裁判所(Small Claims Tribunals)では提起できず(事由発生から2年以内の場合、20,000シンガポールドル(両当事者が合意した場合最大30,000シンガポールドル)までの請求しか審理できない。)、高等裁判所で審理を行うと、両当事者にとって時間的にも費用的にも負担の大きい手続となる可能性があった。

このたびCASEと弁護士会がタッグを組んだことで、CASEが提供する紛争解決サービスが拡大されることになった。本年10月1日以降、当事者らは、弁護士会が任命する経験豊富な弁護士による評価を選択できるようになり、任命された弁護士は、独立かつ中立の第三者として、紛争の本案について拘束力のない意見を提供する。

3. 中立的評価の手順

(i) 当事者らがCASEでの調停で和解に至らなかった場合、及び／又は(ii) 契約が少額訴訟裁判所の管轄外である場合は、新しい中立的評価プロセスの対象となる。手続に要する費用は163.50シンガポールドルで、消費者と事業者で半額ずつ負担する。

当事者らが中立的評価者のアセスメントを受け入れる場合、和解契約書に署名することになる。アセスメントを受け入れない場合、当事者らは、旧来の手続と同様、裁判所での法的措置等その他の選択肢を追求するほかないが、拘束力のない中立的評価は、当事者らが当該事件における各々の主張の強みを理解するという限度でなお有用であると考えられる。

4. まとめ

本制度の導入にあたり、弁護士会の会長は、「中立的評価は銀行や保険会社との消費者紛争で紛争解決に役立ったという実績があり、対象を広げることで、コミュニティーに恩恵があるはずだ」との趣旨のコメントをした。また、CASEの会長も、「中立的評価は、裁判によらない紛争解決について、当事者らの選択肢を増やし、柔軟性と自律性をもたらす」との発言を行った。

シンガポールに所在する日系事業者が消費者紛争に直面した場合、今回導入される中立的評価の制度

3 プレスリリースの全文はこちらから閲覧できる。<https://www.case.org.sg/wp-content/uploads/2024/06/Media-Release-CASE-and-the-Law-Society-of-Singapore-to-offer-consumers-a-new-dispute-reso.pdf>

4 CASEでの調停の詳細については、公式ウェブサイト参照のこと。<https://www.case.org.sg/mediation/>

は、効率的、公正かつ費用負担の小さい解決方法として、選択肢の一つになることが見込まれる。

【シンガポール】

弁護士 高橋 玄

弁護士 ジェスリン コー

III. 【ブラジル】個人データの海外転送に関する規則

1. はじめに

ブラジルデータ保護局(ANPD)は、2024年8月23日、個人データの海外転送に関する新規則(以下「本規則」という。)を承認する決定 No.19/2024(以下「本決定」という。)を発表した。本規則は、ブラジルデータ保護法(以下「LGPD」という。)に規定されている国際的な転送メカニズムについて、処理者(プロセス・エージェント)による他国及び国際機関への個人データの転送を可能にするための具体的な義務を詳細に定めると共に、モデル標準契約条項を定めるものである。以下、概要を述べる。

2. 概要

本規則は、適切な保護措置が講じられている国として ANPD が十分性を認定した国への国際的なデータ転送、又は契約条項やグローバル企業規則を通じて LGPD に準拠していることを管理者が証明する場合の国際的なデータ転送に関する規則と手続を定義している。本規則は、LGPD 第 33 条で規定されている他の自由に基づく転送の可能性⁵を排除するものではないが、かかる事由については、それぞれの法的要件及び個々の事例の特殊性が満たされることを前提としている。

国際的なデータ転送は、データ主体に通知された合法的かつ特定の明確な目的のみに限定して実施することができ、これに反する処理は許されない。また、LGPD 第 7 条及び第 11 条に規定された法的根拠のいずれかによって裏付けられなければならないと共に、ANPD が承認した十分性認定、一定の契約条項、グローバル企業規則などの有効なメカニズムを使用しなければならない。これらについては、以下で詳述する。

3. 十分性認定

ANPD は、LGPD 及び本規則に従って、外国又は国際機関における個人データ保護のレベルがブラジル法に相当すると認める十分性認定を適用することができる。

ANPD は第三国の保護レベルを分析するにあたり、以下のような要因を考慮するものとされる。

すなわち、(i) 移転先の国又は国際機関の一般的な規則及び特定分野の規則、(ii) データの性質、(iii) データ保護の原則及びデータ主体の権利の遵守、(iv) 実施されているセキュリティ対策、(v) 独立規制機関の存在を含む司法及び制度上の保証、及び(vi) データ移転に関連するその他の特定の状況、である。

併せて、(a) 十分性認定のリスクと利益、(b) 国際的なデータフローへの影響、(c) 外交関係、国際貿易及び協力についても考慮されるものとされる。さらに、ブラジルと互恵的待遇を提供し、当事者間のデータの自由な流れを促進できる国又は組織が優先されるものとされている。

十分性認定の状況については、ANPD のウェブサイト上で公表される。

4. 標準契約条項

⁵ 例えば、(i) 国際法文書に従った、公共情報、調査、起訴機関間の国際的な法協力のための移転、(ii) データ主体又は第三者の生命又は身体の安全保護のための移転、(iii) 公共政策の実行又は公共サービスの法的帰属のために移転が必要な場合、(iv) データ主体が移転について明確な同意を与えている場合、(v) 管理者による法的又は規制上の義務の順守に必要な場合、(vi) データ主体が当事者である契約又は契約に関連する予備手続の履行に必要な場合、(vii) 司法、行政、又は仲裁手続における権利の定期的な行使、が挙げられる。

ANPD が承認した標準契約条項は、国際的なデータ転送に関する最低限の保証と条件を定めている。本規則の付属書 III には、これらの標準契約条項の文言が記載されており、輸出者及び輸入者の立場を、管理者又は処理者として想定している。

有効な移転のためには、標準契約条項の全部が修正なしに採用され、輸出者と輸入者の間で締結される契約に規定されなければならない。

当該条項は、ANPD の承認を得る必要がなく、内容が固定されているため、導入が比較的容易であることから、広く使用される可能性が高いと思われる。

標準契約条項を適用する場合、管理者は、(i) 要求された場合には、機密を尊重しながらも、使用されている契約条項の全文を提供すること、(ii) ウェブサイトの特定のページ又はプライバシーポリシーの中で、国際的なデータ転送に関する明確でアクセスしやすい情報を公開すること、などの義務を含め、データ主体に対して透明性を確保しなければならない。

国際的なデータ転送に関して標準契約条項を使用する処理者は、ANPD が承認した標準契約条項を契約に盛り込むために、本規則の公表日から最長 12 ヶ月間の猶予(すなわち 2025 年 8 月 22 日まで)が与えられる。

5. 同等の契約条項

ANPD は、LGPD の規定と互換性がある場合、他国又は国際機関の標準契約条項を同等とみなすことができる。これにより、データ処理者がグローバルな業務においてより一貫性をもって業務を行うのに役立つことが期待される。

同等性の決定にあたっては、以下の点が考慮されるものとされている。

(i) 当該条項が LGPD と適合し、ブラジルの標準契約条項と同等のデータ保護レベルを確保しているかどうか、並びに (ii) 国際的なデータフロー、外交関係、国際貿易、協力への影響、及び関連するリスクと利益。

EU の GDPR と LGPD との類似性に鑑み、将来において、GDPR に基づく標準契約条項は、同等とみなされることが予想される。

6. 特定契約条項

管理者は、LGPD で規定された原則及び権利の遵守を保証できる限りにおいて、ANPD に国際的なデータ転送に関する特定の契約条項を承認するよう要請することができる。これは予備的なものであり、標準契約条項が例外的な状況により実行不可能な場合に許可される。

これらの条項は事前に ANPD の承認を得る必要がある。ANPD は、(i) 特定の条項が LGPD と適合しているか、適用可能性を確保し、標準契約条項と同等のデータ保護レベルを保証できるか、また、(ii) 関連するリスクと利益、並びに国際的なデータフロー、外交関係、貿易、及び国際協力への影響を分析する。

ANPD の承認を得るために条項を提出する際には、管理者は、可能な限り標準契約条項の文言を採用し、特定の条項の必要性を正当化すべきと考えられる。

7. グローバル企業規則

同一企業グループ内の組織間の国際的なデータ転送を目的とし、これに同意するグループのメンバーを対象とするものである。当該規則には、本決定に従って最低限の内容が規定される必要があり、これには、適用される国際的なデータ転送に関する内容(個人データの 카테고리、処理操作及び目的、法的条件、データ主

体のタイプ、データ転送が可能な国の特定、責任主体の表示による処理責任の明確化など)が含まれる。さらに、これらの規則は、LGPD の要件を満たすプライバシーガバナンスプログラムに統合されなければならない。グローバル企業規則は、使用するためには ANPD の承認を得る必要がある。

ブラジルでビジネスを行う日系企業にとっては、個人データをブラジルから国外に転送する場合のルールが明確化されたという意味で、本規則及び本決定は歓迎すべきものであるが、ブラジル当局である ANPD の積極的な施行方針も踏まえ、慎重な検討及び対応が求められるところである。

【ブラジル】
弁護士 福家 靖成

IV. 【南アフリカ】外国判決の承認及び執行

1. はじめに

南アフリカでは、2006年の最高控訴裁判所(Supreme Court of Appeal)⁶の判決(Richman v Ben-Tovim [2006] ZASCA 121)において、外国判決が確定している場合、合理的に可能かつ妥当な限り、南アフリカにおいて当該判決の承認及び執行を認めるべきことが国際通商関係の円滑化に資すると判断されており、それ以降、外国判決の承認及び執行については、比較的肯定的なスタンスが取られてきた。

この点、2024年2月6日、最高控訴裁判所(Lindsey and Others v Conteh (774/2022) [2024] ZASCA 13)において、外国判決の執行及び承認に関する裁判所の立場を示す重大な判決(以下「本件判決」という。)が下されたため、本稿では、本件判決について紹介したい。

2. 本件判決の内容及び実務上の影響について

南アフリカ法の下では、原則として、外国の裁判所による判決を南アフリカにおいて直接執行することはできず、南アフリカの裁判所において当該判決を執行するための承認を取得する必要がある。

もっとも、一定の場合には裁判所の厳格な手続を取得する必要はなく、例えば、①書面が存在すること、②当該書面に債務者の署名があること、③金額が固定された金銭債務であること、④当該金額が書面から明らかであることの4つの要件を満たす金銭債務の執行については、審理手続(trial action)を経ることなしにその承認を取得することが可能であった。

この点、本件判決では、南アフリカのヨハネスブルグ在住の被上訴人に対して、上訴人がカリフォルニア州の最高裁判決(以下「本件カリフォルニア判決」という。)の執行を求めたところ、本件カリフォルニア判決では、被上訴人に対して、米国法人の株式を上訴人に返還することを命じる旨の判断がなされていた一方、補充命令(supplemental order)として、同株式に相当する金銭の支払も認められていたため、審理手続を経ることなく金銭債務の執行のための承認を取得できるかが問題となった。

しかしながら、本件判決では、本件カリフォルニア判決における金銭債務の支払命令はあくまで補充命令であり、株式の返還を受けることができなかった場合に限り同株式の価値に相当する金銭の支払を求めることができるに過ぎない性質の命令であるとして、上訴人の主張を退けた。

加えて、本件判決では、南アフリカの裁判所は、外国の裁判所の判決を執行するための単なるツールではなく、原則として、南アフリカの裁判所の承認がない限り、外国判決の執行はできないという点も改めて強調された。

3. まとめ

以上より、南アフリカにおいては、外国判決の承認及び執行についても許容されている一方、原則として、南アフリカの裁判所が当該外国判決の内容について精査した上で承認及び執行の可否を判断しているため、外国判決の承認及び執行については一定のハードルがある点に留意が必要である。

【南アフリカ】
弁護士 [山口 健次郎](#)

⁶ 最高裁控訴院は、憲法に関連しない他のすべての問題についての最高裁判所となる。

【論文】

- ✂ 赤川圭弁護士、西山洋祐弁護士が下記の論文を執筆いたしました。
「海外紛争解決トレンド(47)チリの国際仲裁制度」
掲載誌・刊号： JCA ジャーナル(2024年9月号)

【セミナー】

- ✂ 角田太郎弁護士及び福家靖成弁護士が Mattos Filho 法律事務所と共催でセミナーを行います。
2024年10月22日(火) 14:00～15:30
「ブラジル投資の法的留意点に関する再考察」
会場： アンダーソン・毛利・友常法律事務所 東京オフィス
お申込み： https://lp.amt-law.com/evreg241022_0101.html.html

【お問い合わせ】

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業 セミナー事務局
Email: AMT_Seminar4@amt-law.com

- ✂ 西山洋祐弁護士が株式会社アルクエデュケーション及び株式会社東京海上日動パートナーズ TOKIO 共催のセミナーにて講演を行います。
2024年10月23日(水) 10:00～11:00
「メキシコ法務の最新動向「労働法務編」～メキシコの労働搾取禁止規制を中心に～」
会場： オンライン
お申込み： <https://www.alc-education.co.jp/business/seminar/dm20240924.html>

【お問い合わせ】

株式会社東京海上日動パートナーズ TOKIO 法人営業部 TEL 03-6826-8421

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
弁護士 高橋 玄 (gen.takahashi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com